

# 信託制度の歴史

## 4千年の歩み

—バビロニアから現代まで—

名古屋学院大学大学院

経済学研究科講師 畠山久志

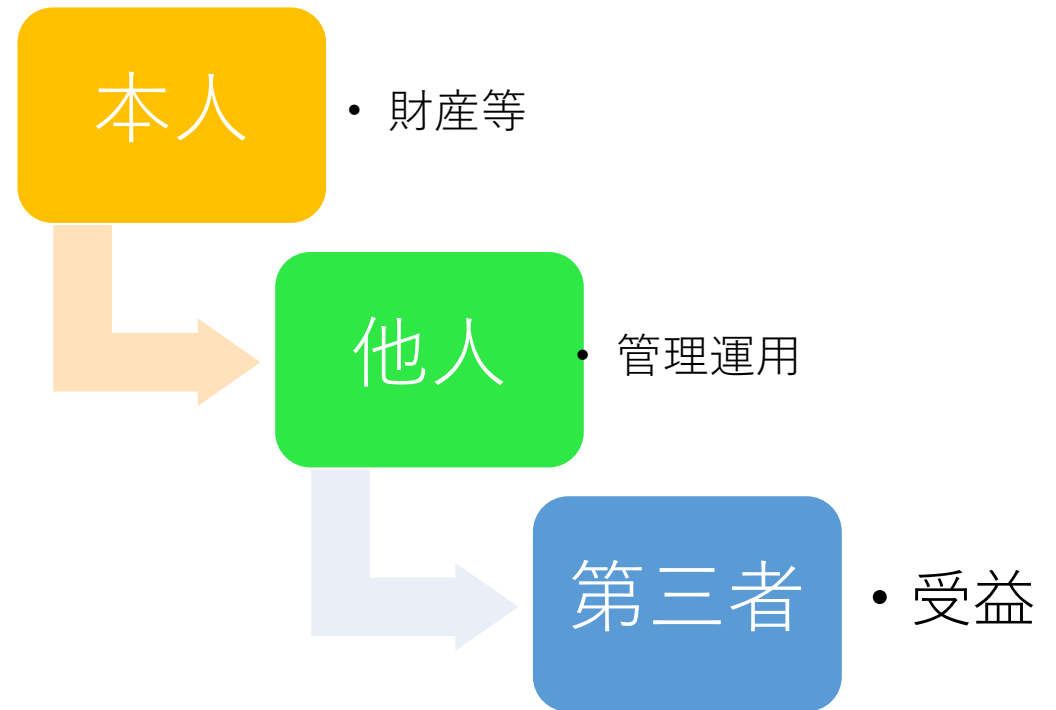
# 信託制度の本質

①代理や委託、会社など他者を利用する場合に用いられる3者間の法律制度の一つ

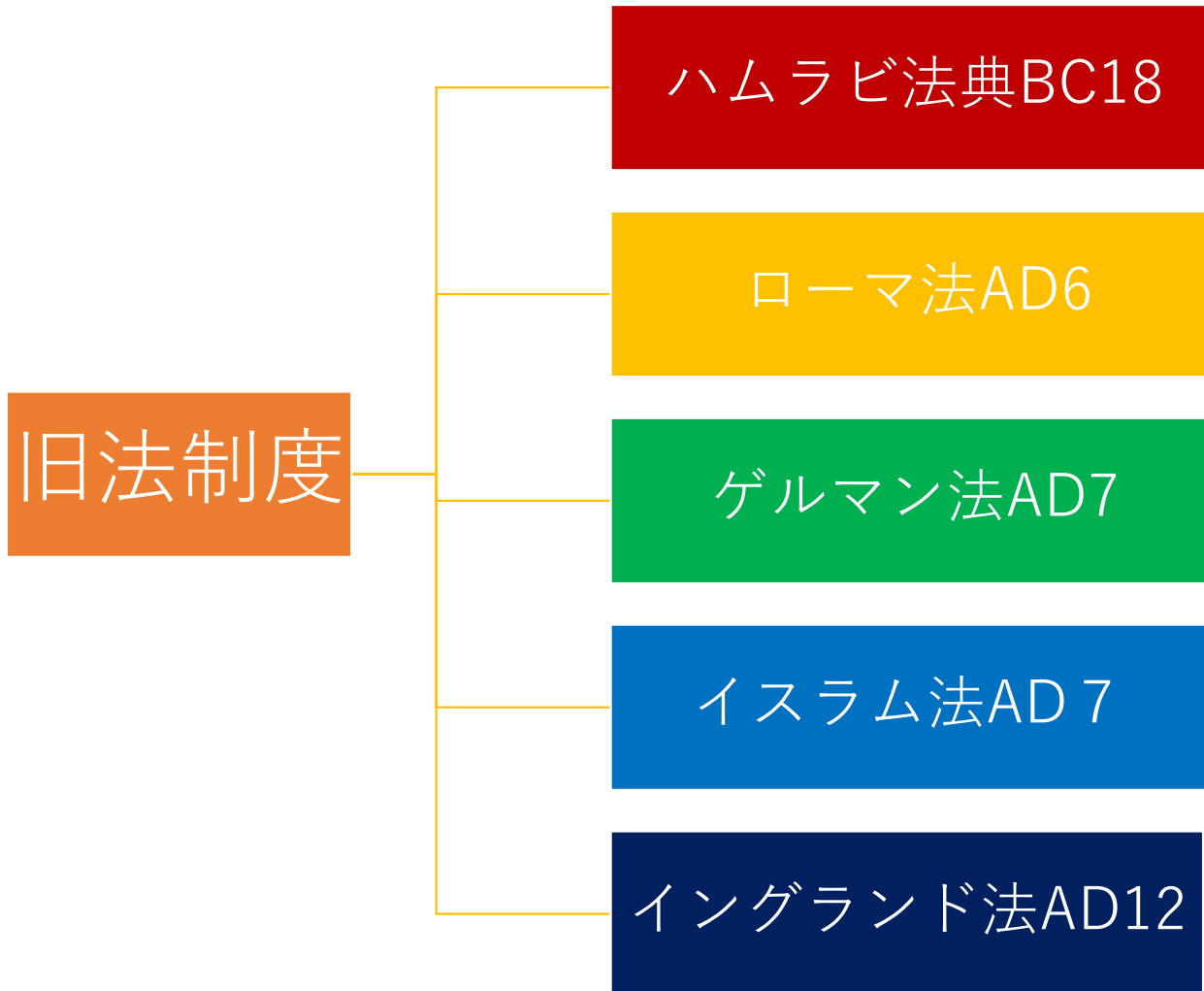
◎信託の目的に則り、本人と他者、第3者の利益バランスを信託義務で衡るもの

◎ノーベル経済学賞イエール大学シラー教授

「人類が創り挙げた最も優れた金融制度」



# 信託制度の長い歴史



# ハムラビ法典 (Code of Hammurabi)

◎ハムラビ法典 (バビロニアを統治したハムラビ王が発布 (BC1792年~1750年))

◎盛んな交易とその交易を可能とする制度を法典化

◎本人である商人が、他人に資産管理を委ねる場合、第三者との交易のための商品を預ける場合の責任を規律



(資料：ルーブル美術館所蔵)

# ローマ法 (Roman law)

- ◎ローマ法は、商業の法
- ◎ローマの信託法は財産法と相続法への対応として作られ、受託者が第3者のために財産を保有することを法典化(6世紀)
- ◎信託を用いれば、ローマ人の遺言者は犯罪者や外国人など本来は遺産を相続できない受益者に、遺産を残せた。



(バチカン 筆者撮影)

# ゲルマン法 (Early Germanic law)

- ◎ゲルマン法は、農耕の法
- ◎同法サリカ法ザールマン制度：遺言執行制度で法典化（7世紀）
- ◎ザールマン制度（信頼された人）とは、種々の機能を持つ財産の信託的譲渡を意味
- ◎被相続人が相続人なしに死亡した場合、遺産は国王に帰属するという法ルールを前提に、この回避策として、活用



(資料：amebro)



# イスラム法 (Islamic law)

= シャリーア (Shari'a Law)

◎ シャリーアは、コーランと預言者ムハンマドの言行を法源とする幅広い法律

◎ 土地建物について信託（ワフク）の概念が認められた。

◎ ワフクとは、寄進者が寄進する財産の処分権を停止・凍結して、それを自らが指定する管理人に委ね、そこから上がる収益を慈善目的のために与えることを取り決めた契約



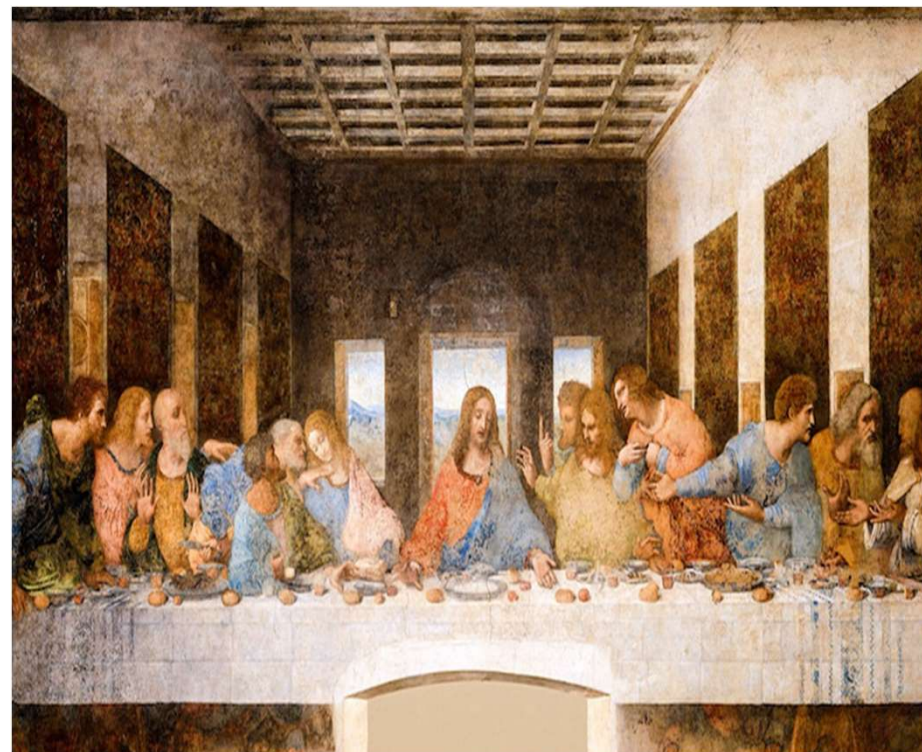
(資料：WIKIPEDIA)

# その他1・キリスト教 AD4 新約聖書 (New Testament)

◎『タラントン』のたとえ話  
新約聖書ルカによる福音書  
第19章11節

◎主人（キリスト）は、大お金を預けた。下者がそれを何に使うか、主人に報告しなかった。主人は、そのお金を預けた時、各人に分けておいた。一人は、それを埋めた。一人は、それを売って酒を飲んだ。一人は、それを貸して利を得た。主人は、戻ってきた時、それを見つけた。主人は、その人を罰した。主人は、その人を罰した。主人は、その人を罰した。

◎主人は、何もしなかった。下僕（受託者）が適切に運用した。主人は、その人を罰した。主人は、その人を罰した。主人は、その人を罰した。



(資料：サンタ・マリア・デッレ・グラツィエ教会)



## その他2・仏教（Buddhism）AD9 弘法大師空海の種智院

### ◎私塾の開設

弘法大師空海が私設の教育機関を作るに際し、帰依していた右大臣藤原三守が、私邸の一部の土地などを提供

◎宗教家である空海に直接財産を譲渡できないため、出資の受託者として信託のできる者が介在させられている。



（資料：綜芸種智院跡）

# イングランド法（Equity Law）のUSES

◎USES：信託の嚆矢

主に以下の二つの要因から形成

◎宗教

フランシスコ修道会清貧の教義  
と富裕者魂の救済策の折合い（所有ではなく使用させる）

◎土地制度

封土システム下における渡海する  
十字軍派遣騎士が郷里に残した  
財産の維持・確保を図るもの



（ビッグベン 筆者撮影）

# 宗教：清貧と煉獄

## 宗教

◎修道士は、清貧の不所有だが、現実には布教や生活に使用できる空間が必要

◎富裕者は、罪深いため、煉獄から天国へ移るには財産の喜捨が必要

◎折合い：富裕者は土地建物の所有権を信託のおける者に渡し、その者が教会に使用提供



(NOTE.COM)



# 土地制度：十字軍

## 十字軍

◎前提英国の特殊な土地制度

土地は英国王のもの

⇒下賜封土管理の必要性

(管理放棄・所有権喪失)

⇒相続人 (嫡子長男のみ)

◎出征に際し、信頼のおける者に管理を委託



(ameba)

# ヘンリー八世のUSES禁止法・信託法へ

◎1535年USES禁止法公布

背景

⇒USESの利用により国家財政  
が逼迫

⇒違法手段としてUSESの濫用  
が横行

◎その結果、USESは禁止  
USES以外の手法は許容  
(現在のTRUST・英国信託法へ)





# 英国信託法の承継・移入



# 米国における信託の展開 (個人資産管理から事業用の資産管理へ)

## ◎当初家族信託が主体

老後のための資産管理、配偶者や子孫に対する財産承継や財産管理

## ◎その後、事業向け信託に拡大

資産管理の手法としての信託という制度が会社、金融や不動産の流動化、証券化スキームの形に展開

### 信託の種類

個人・家族

法人・事業

公益・福祉

# 米国における信託法の展開の例

◎会社制度に替わる利用

会社法(州法)の制限

存続期間・資本金(資本充実)等

◎会社に替わる会社運営の手段

⇒事業信託

(狭義ビジネス・トラスト)

⇒株式会社の株主と同じ

◎スタンダード・オイルのような大企業も1882年から1892年までビジネス・トラストの企業形態



# わが国における信託法の移入 (規制から利用拡大)

## 規制法

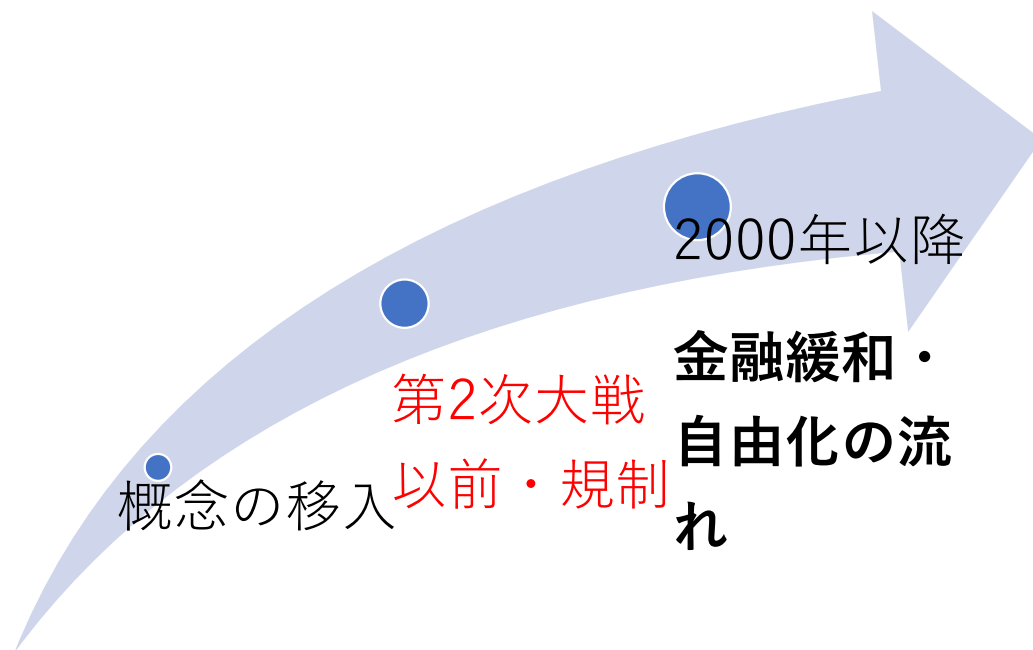
1905年 担保付社債信託法  
カストディ

1922年 信託業法・信託法  
乱用防止

## 規制緩和

2004年 新信託業法  
①対象財産の拡大  
②参入規制の緩和  
③信託業務の一般化

2007年 信託法信託業法改正  
多様な利用形態など



## 信託制度の歴史資料（代表的なもの）

- ◎水島廣雄『信託法史論』
- ◎溜箭将之『フィデュシャリー』
- ◎海原文雄『英米法信託法概論』
- ◎メイトランド『エクイティ』
- ◎樋口範雄『フデュシャリー [信認] の時代』



# 畠山久志 『New Finance』 2017年6月～10月)

◎信託制度	信託の歴史	Vol.47-6
◎英国のユース制度Ⅰ	目的	Vol.47-7
◎英国のユース制度Ⅱ	対象財産	Vol.47-8
◎英国のユース制度Ⅲ	ユース禁止法制定	Vol.47-9
◎英国のユース制度Ⅳ	ユース禁止法の法論理	Vol.47-10